

平成29年8月29日

## まちづくり委員会資料

平成29年第3回定例会 専決処分報告の説明

報告第19号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分  
訴えの提起について

まちづくり局

# 報告 訴えの提起について

## 1 被告[家賃滞納者、不正入居者]

	区 分	被告の氏名	居住の開始
1	家賃滞納者	** **	H10. 8. 1
2	家賃滞納者	** **	H27. 5. 18
3	家賃滞納者	** **	H27. 4. 24
4	家賃滞納者	** **	S 43. 1. 1
5	家賃滞納者	** **	H15. 5. 2
6	不正入居者	** **	S 49. 5. 7 *3

\* 1 滞納者の未払月数 6箇月から28箇月分

\* 2 滞納者の未払の使用料の額 ￥88,800円から￥403,213円

\* 3 不正入居となったのは平成28年11月30日である。

## 2 市営住宅の明渡しを求める理由等

- ・ 市の納付指導にもかかわらず家賃を納付しない滞納者のうち、家賃を3箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者【家賃滞納者】
- ・ 使用者の死亡で市営住宅の使用者として承継ができなかった者【不正入居者】

## 3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後において、

- ① 家賃滞納者にあつては、市営住宅明渡請求予告通知書を送付して家賃の納付を求め、それでも完納しない場合は、市営住宅明渡請求書により賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。
- ② 不正入居者にあつては、市営住宅明渡請求書を送付し、直ちに賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。

No.	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H29. 2. 10	H29. 3. 31	H29. 7. 14	H29. 8. 1
2	H29. 2. 10	H29. 3. 31	H29. 7. 14	H29. 8. 1
3	H28. 7. 29	H29. 3. 31	H29. 7. 14	H29. 8. 1
4	H28. 10. 28	H29. 3. 31	H29. 7. 14	H29. 8. 1
5	H29. 2. 10	H29. 3. 31	H29. 7. 14	H29. 8. 1
6	—	H29. 3. 31	—	H29. 8. 1

#### 4 訴え提起件数 [参考]

平成27年度 26件、平成28年度 20件、平成29年度 10件（7月末現在）